

債券内容説明書
平成22年8月4日現在

第32・33回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券

証券情報の部



独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

1. 本「債券内容説明書証券情報の部」（以下「本説明書証券情報の部」という。）において記載する「第32・33回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券」（以下「本債券」という。）は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年12月18日法律第180号。以下「機構法」という。）第19条に基づき、国土交通大臣の認可を受けて、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券です。
3. 本説明書証券情報の部と同時に投資家に交付された「債券内容説明書法人情報の部」（以下「本説明書法人情報の部」といい、本説明書証券情報の部とあわせて、以下「本説明書」という。）は、本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなします。本説明書法人情報の部には、当機構の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を平成21年9月4日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、本説明書法人情報の部も併せてご覧ください。
4. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）第3条により同法第2章の規定が適用されず、従って、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は行われておりません。本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、当機構の事業等について、並びに当機構の前身である日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）及び運輸施設整備事業団（以下「旧事業団」という。）に関してそれぞれ日本鉄道建設公団法（昭和39年法律第3号。以下「旧公団法」という。）及び運輸施設整備事業団法（平成9年法律第83号。以下「旧事業団法」という。）の規定等に基づき作成された財務諸表、附属明細書、事業報告書等の既存の開示資料を抜粋又は要約して当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項に基づく目論見書ではありません。また、本説明書法人情報の部中の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項に規定される監査証明は受けておりません。
なお、その他本債券の詳細については、発行要項を併せてご覧下さい。
5. 当機構の財務諸表は、「中央省庁等改革基本法」（平成10年6月12日法律第103号）第38条第3号及び「独立行政法人通則法」（平成11年7月16日法律第103号。以下「通則法」という。）第37条により原則として企業会計原則に基づき処理するとともに、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会）、機構法、国土交通大臣の認可を受けて定めた「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構業務方法書」及び同大臣への届出が義務付けられている「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程」等に準拠して作成されます。
また、当機構の財務諸表は、通則法第38条第1項及び第2項により、毎事業年度の終了後3月以内に、監事及び会計監査人の意見を付した財務諸表を国土交通大臣に提出してその承認を受けなければならないとされています。
6. 当機構は、特殊法人等改革基本法（平成13年6月21日法律第58号）及び特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、旧公団及び旧事業団の業務を承継する独立行政法人として設立されました。機構法附則第2条及び第3条により、機構の成立の時において解散した旧公団及び旧事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構が承継しております。

本説明書に関する連絡場所

横浜市中区本町六丁目50番地1 横浜アイランドタワー

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 経理資金部資金企画課

電話番号 045(222)9040

目 次

証券情報の部

第1 募集要項

1. 新規発行債券（5年債）	1
2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（5年債）	4
3. 新規発行債券（10年債）	5
4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）	8
5. 本債券の発行により調達する資金の使途	8

第2 参照情報

1. 参照書類	9
2. 参照書類の補完情報	9
3. 参照書類を縦覧に供している場所	31

第1 募集要項

1. 新規発行債券（5年債）

銘柄	第32回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券		債券の総額	金35,000,000,000円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。		発行価額の総額	金35,000,000,000円
各債券の金額	1,000万円		申込期間	平成22年8月4日
発行価格	各債券の金額100円につき金100円		申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利率	年0.433パーセント		払込期日	平成22年8月10日
利払日	毎年3月20日及び9月20日		申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	平成27年9月18日		振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
募集の方法	一般募集			
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成23年3月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月20日及び9月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 発行日の翌日から平成22年9月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 債還期日後は、利息をつけない。</p>			
償還の方法	<p>1. 債還金額</p> <p>各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2. 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、平成27年9月18日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 債還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>			
担保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところにより、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。			
取得格付	取得格付	Aa2	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク	
	格付機関	平成22年8月4日		
	取得格付	AA	株式会社格付投資情報センター	
	格付機関	平成22年8月4日		

財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
	その他の条項	該当条項なし
摘要	<p>1. 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成22年8月4日付第32回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。</p> <p>(4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。</p> <p>2. 期限の利益喪失に関する特約</p> <p>当機構は、次に掲げる事由のいざれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。</p> <p>(1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。</p> <p>(2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が30億円を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。</p> <p>(4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>3. 期限の利益喪失の公告</p> <p>前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第4項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>4. 公告の方法</p> <p>(1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に關係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>5. 債券原簿の公示</p> <p>当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>6. 本要項の変更</p> <p>(1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>7. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、東京都において行う。</p>	

	<p>(3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③ 決議が著しく不公正であるとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第4項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。</p> <p>8. 募集の受託会社への事業概況等の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。
--	--

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（5年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	16,300	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は、総額7,125万円とする。
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	16,300	
	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	300	
	しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	300	
	大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	300	
	日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	300	
	ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社東京支店	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	300	
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	300	
	メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	300	
	モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	300	
計			35,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号		

3. 新規発行債券（10年債）

銘柄	第33回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	債券の総額	金10,000,000,000円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金10,000,000,000円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	平成22年8月4日
発行価格	各債券の金額100円につき金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息を付けない。
利税率	年1.064パーセント	払込期日	平成22年8月10日
利払日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	平成32年6月19日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成22年12月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (4) 偿還期日後は、利息をつけない。		
償還の方法	1. 債還金額 各債券の金額100円につき金100円 2. 債還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、平成32年6月19日にその総額を償還する。 (2) 債還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。		
担保	本債券の債権者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の定めるところにより、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）の財産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
取得格付	取得格付 格付機関 格付取得月日	Aa2 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク 平成22年8月4日	
	取得格付 格付機関 格付取得月日	AA 株式会社格付投資情報センター 平成22年8月4日	

財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
	その他の条項	該当条項なし
摘要		<p>1. 募集の受託会社</p> <p>(1) 本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほコーポレート銀行とする。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限及び義務を有する。</p> <p>(3) 募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の平成22年8月4日付第33回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める職務を行う。</p> <p>(4) 本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。</p> <p>2. 期限の利益喪失に関する特約</p> <p>当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。</p> <p>(1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。</p> <p>(2) 当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は、当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が30億円を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継する法令が公布されていないとき。</p> <p>(4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>3. 期限の利益喪失の公告</p> <p>前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第4項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>4. 公告の方法</p> <p>(1) 本債券に関し、本債券の債権者の利害に關係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2) 本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>5. 債券原簿の公示</p> <p>当機構は、その本社に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>6. 本要項の変更</p> <p>(1) 当機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる關係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。</p> <p>(2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。ただし、当機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。</p>

摘要	<p>7. 本債券の債権者集会</p> <p>(1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 債権者集会の招集の手続又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ② 決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③ 決議が著しく不公正であるとき ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手続は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第4項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手続に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。</p> <p>8. 募集の受託会社への事業概況等の報告</p> <p>(1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p>
----	--

4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	4,600	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は、総額3,000万円とする。
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,600	
	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	100	
	しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	100	
	大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	100	
	日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	100	
	ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社東京支店	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	100	
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	100	
	メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	100	
	モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	100	
計			10,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号		

5. 本債券の発行により調達する資金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
45,000,000,000 円	113,128,703 円	44,886,871,297 円

(注) 上記金額は、第32回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び第33回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券の合計金額です。

(2) 手取金の使途

上記の手取概算額44,886,871,297円は、平成23年3月までに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第12条第1項第1号から第6号までの業務及びこれらに附帯する業務（建設勘定）を行うための必要な資金の一部に充当する予定です。

第2 参照情報

1. 参照書類

当機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、「債券内容説明書法人情報の部」（平成21年9月4日現在）をご参照ください。

2. 参照書類の補完情報

(I) 「事業等のリスク」について

本債券の発行者である当機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす「債券内容説明書法人情報の部」（平成21年9月4日現在）に記載の「事業等のリスク」について、本「債券内容説明書証券情報の部」作成日（平成22年8月4日）までの間において、以下の通り追加事項または変更事項が生じております。（追加箇所または変更箇所は下線で示しております。）また、「債券内容説明書法人情報の部」には、将来に関する記述が記載されておりますが、当該事項は以下に記載された事項を除き、本「債券内容説明書証券情報の部」の作成日（平成22年8月4日）現在においてもその判断に変更はありません。

(1) 国等の政策または関与に伴うリスク

当機構は、公共上の見地から、輸送に関する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立を図ることを目的として設立された独立行政法人です。このため、独立行政法人制度の変更、その他、整備新幹線の整備や国土交通省独立行政法人評価委員会の評価など、国等による政策決定や当機構に対する関与により、当機構の事業や組織が影響を受けることがあります。

なお、独立行政法人制度に関する最近の情勢につきましては、「第1 法人の概況 9. 行政改革関連事項について ⑥「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）」をご参照下さい。

(II) その他

上記「(1) 「事業等のリスク」について」のほか、「債券内容説明書法人情報の部」（平成21年9月4日現在）につき、変更が生じた重要な事項を以下に一括して記載いたします。

第1 法人の状況

3. 事業の内容

(6) 独立行政法人通則法等の一部改正の動向について

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が、平成22年2月9日に閣議決定され、国会の審議を経て、同年5月28日に公布されました。

なお、法律案の詳細につきましては、下記のホームページ等をご参照ください。

総務省ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/k_houan.html)

(7) 当機構の業務内容について

① 鉄道建設業務 (カ) 受託事業

<受託工事>

受託件名	委託者	受託内容	備考
山梨リニア実験線	東海旅客鉄道株式会社	用地買収及び新線建設等	
	(財)鉄道総合技術研究所		
愛知環状鉄道線森下架道橋	愛知環状鉄道株式会社	架道橋改築	
成田新高速鉄道線	成田高速鉄道アクセス株式会社	新線建設及び改良工事	
仙台市高速鉄道東西線	仙台市	新線建設	

T X 線 設 備 増 強 工 事	首都圏新都市鉄道株式会社	秋葉原駅出入口等増設	
-------------------	--------------	------------	--

<受託調査（平成 21 年度の主な実績）>

受託件名	委託者	受託内容	備考
地下鉄 7 号線延伸線調査	さいたま市	鉄道整備に係る基礎調査	
小田急多摩線延伸線調査	相模原市	鉄道整備に係る基礎調査	
新空港線「蒲蒲線」調査	大田区	鉄道整備に係る基礎調査	
高速鉄道技術調査	国土交通省	鉄道に係る基礎調査	
都市鉄道整備調査	(財) 運輸政策研究機構	鉄道整備に係る基礎調査	
都市鉄道整備調査（2）	(財) 運輸政策研究機構	鉄道整備に係る基礎調査	
北九州空港アクセス鉄道調査	北九州市	鉄道整備に係る基礎調査	

4. 新幹線建設について

(2) 整備新幹線建設の費用負担等について

（並行在来線の取扱い）

②平成 12 年 12 月の政府・与党申合せにおいて、JR 旅客鉄道株式会社から経営分離された並行在来線上を引き続き JR 貨物鉄道株式会社が走行する場合には、線路使用実態に応じた適切な線路使用料を確保することとし、これに伴う JR 貨物鉄道株式会社の受損については、必要に応じこれに係る新幹線貸付料収入の一部を活用して調整する措置を講じることが決定されました。これに基づき、東北新幹線（盛岡・八戸間）及び九州新幹線（新八代・鹿児島中央間）の開業に伴い、JR 貨物鉄道株式会社に対し鉄道貨物輸送調整金を交付することとなりました（平成 18 年度 18 億円、平成 19 年度 17 億円、平成 20 年度 19 億円、平成 21 年度 17 億円）。

5. 民鉄線事業について

(1) 民鉄線事業の仕組みについて

当機構の民鉄線事業は、大都市圏（東京都、大阪市及び名古屋市並びにその周辺地域）における通勤・通学輸送需要の増大に対処し、輸送力の増強及び混雑の緩和を図るために、民鉄線の建設及び大改良を目的として、昭和 47 年度にスタートしたものであり、平成 22 年 3 月末までに 30 線、207.7km を譲渡しています。具体的には、既設線の複々線又は複線化工事、地下鉄及び地下鉄への直通都心乗入線工事、ニュータウン新線建設工事であって、大都市圏における輸送力の増強のため緊急に必要であるものを対象としています。

＜後略＞

(2) 民鉄線事業に関する償還条件の変更等について

当機構が民鉄線事業により譲渡した路線のうち、いわゆる大手鉄道会社からの資金回収は、順調に推移していますが、第 3 セクター鉄道会社（地方公共団体の出資又は拠出に係る法人）等のうち、千葉急行線、北神急行線、東葉高速線、北総線及び埼玉高速鉄道線については、沿線開発の縮小や遅れ等による輸送需要の低迷等により開業後の收支が想定を下回る状況が生じたため、りんかい線については、近年の厳しい経済・金融情勢を背景にした民間金融機関の融資姿勢の変化により資金不足が生じるため、通勤・通学利用者の足を守る観点から政府、関係地方公共団体、関係鉄道事業者等の関係者が一体となって支援策を講じています。

当機構としては、これらの関係者が各々の役割に応じた支援を行う中で、当機構への債務償還の確保等のために必要と判断して、国土交通大臣（旧運輸大臣）の指示に基づいて当機構に対する債務の償還条件の変更等を以下の通り実施しています。

<後略>

⑤ 埼玉高速鉄道線の償還について

埼玉高速鉄道線（譲渡区間：鳩ヶ谷・浦和美園間）は、埼玉県東部の交通不便地域の解消及び都心部への速達性向上を図る路線として建設され、平成13年3月に開業しました。開業以来徐々に輸送実績は伸びているものの、経済状況の悪化等により埼玉高速鉄道株式会社は厳しい経営を余儀なくされました。

このため、関係地方公共団体（埼玉県、川口市、鳩ヶ谷市及びさいたま市）は、平成15年度からの財政支援に続き平成22年度から10年間にわたって継続支援（約350億円規模の出資及び約400億円規模の貸付）を行い、同社の経営基盤の強化を図る一方、国に対し当機構への償還期間の延長を求めました。

当機構としても、国と協議のうえ償還期間の延長（25年間を30年間に延長）を行うことにより償還の確実性が担保されることとなると判断し、これを受け入れ、平成22年度において実施することといたしました。

これらのことにより、当該線の運営維持及び同社の経営安定化が図られ、当機構への債務償還は確保されるものと考えています。

⑥ りんかい線の償還について

<後略>

6. 鉄道建設業務等の概要について

(1) 新幹線の建設

平成22年度の新幹線建設の事業については、北海道新幹線（新青森・新函館（仮称）間）、東北新幹線（八戸・新青森間）、北陸新幹線（長野・金沢間）、九州新幹線（博多・新八代間）及び九州新幹線（武雄温泉・諫早間）の5線5区間の建設を行います。

北海道新幹線の新青森・新函館（仮称）間148.7kmについては、平成27年度末の完成を目指して、用地取得と北海道側の函館車両基地路盤等の工事及び青森側の津軽蓬田トンネル等の工事を行います。また、青函トンネルを含む在来線（津軽海峡線）との共用区間の軌道工事等を行います。

東北新幹線の八戸・新青森間81.2kmについては、新青森駅高架橋及び青森車両基地路盤等の工事を進めるとともに、平成20年11月に東日本旅客鉄道株式会社より発表された平成22年12月の開業目標を目指して、監査等の仕上げの作業を行います。

北陸新幹線の長野・金沢間231.1kmについては、平成26年度末の完成を目指して、用地取得と神通川、加賀犀川等の橋りょう工事、飯山駅高架橋及び上越市内の新松ノ木変電所造成等の工事を行います。

九州新幹線博多・新八代間121.1kmについては、平成22年度末の完成を目指して、軌道、建物、電気等の開業設備関係工事及び監査等の仕上げの作業を行います。

九州新幹線武雄温泉・諫早間45.7kmについては、平成20年3月より概ね10年程度での完成を目指して、用地取得と俵坂トンネル及び鈴田トンネル等の工事を行います。

その他、整備新幹線の未着工区間（北海道新幹線（新函館（仮称）～札幌）、北陸新幹線（金沢～大阪）、九州新幹線（鳥栖～武雄温泉、諫早～長崎））については、設計・施工法等調査、駅部調査等の所要の事業を引き続き実施しているところです。

(単位：百万円)

線名・区間	建設延長 km	20年度 実施額	21年度 実施額	22年度 事業費	完成予定	鉄道事業者又は 軌道経営者
北海道新幹線 新青森・新函館(仮称)間	148.7	17,551	30,976	45,000	平成27年度末	北海道旅客鉄道 株式会社
東北新幹線 八戸・新青森間	81.2	68,222	39,725	6,000	平成22年12月	東日本旅客鉄道 株式会社
北陸新幹線 長野・金沢間 福井駅部	231.1 0.8	96,847 797	131,384 —	170,000 —	平成26年度末 (福井駅部は平成21年3月完成)	東日本旅客鉄道 株式会社 西日本旅客鉄道 株式会社
九州新幹線 博多・新八代間	121.1	126,817	151,627	23,000	平成22年度末	九州旅客鉄道 株式会社
九州新幹線 武雄温泉・諫早間	45.7	1,312	2,089	7,000	平成20年3月より概ね10年程度	九州旅客鉄道 株式会社
留保分	—	—	—	9,000		
着工区間計 (5線6区間)	628.6	311,547	355,802	260,000		
建設推進高度化等事業		3,321	3,857	2,700		
合 計	314,868	359,659	262,700			

(注1) 平成20年度及び平成21年度の実施額は決算額であり、平成22年度事業費は年度初の事業計画額としています。

(注2) 管理費を含んだ額としています。

(2) 大都市における鉄道建設

当機構における都市鉄道の建設には、民鉄線と都市鉄道線があり、いずれも通勤・通学混雑の緩和を主な目的として、当機構が調達する財政融資資金借入金、無利子借入金等の長期安定資金を原資として鉄道施設の新設・大改良を図るものであります。

平成22年3月末までに、民鉄線は東急新玉川線など30線・207.7kmを、都市鉄道線は札沼線、常磐新線(つくばエクスプレス)など4線・102.5kmを建設・譲渡してきました。

民鉄線

平成22年度は引き続き小田急小田原線(2)及び西武池袋線の2社2線を施行します。

(単位：百万円)

線名	区間	延長 km	20年度 実施額	21年度 実施額	22年度 事業費	完成予定	鉄道事業者又は 軌道経営者
小田原線 (2)	東北沢・ 和泉多摩川間	10.4	6,668	6,488	7,400	平成25年度	小田急電鉄 株式会社
西武 池袋線	練馬・ 石神井公園間	4.1	2,426	2,590	2,400	平成23年度	西武鉄道 株式会社
計2線		14.5	9,095	9,078	9,800		

(注1) 平成20年度及び平成21年度の実施額は決算額であり、平成22年度事業費は年度初の事業計画額としています。

(注2) 民鉄線の実施額及び事業費に管理費は含まれていません。

(3) 都市鉄道利便増進事業

相鉄・JR直通線は、近年の速達性向上やシームレス化といった社会的要請の高まりを受け、相模鉄道本線西谷駅からJR東海道貨物線横浜羽沢駅付近までの区間に連絡線を整備し、相模鉄道線とJR鉄道線との相互直通運転を可能とするものであります。この路線によって、横浜市西部及び神奈川県央部と東京都心部との速達性が向上し、広域鉄道ネットワークの形成と機能の高度化がなされ、さらに経路の選択肢の増加、横浜駅やJR東海道線等の既設路線の混雑緩和や乗換回数の減少、地域の活性化等に寄与することが期待されます。

平成22年度は相鉄線内の運転保安設備に係る電気工事を行うとともに、連絡線の用地取得を行い、西谷トンネル等の工事を行います。

相鉄・東急直通線は、近年の速達性向上やシームレス化といった社会的要請の高まりを受け、JR東海道貨物線横浜羽沢駅付近から東京急行電鉄東横線日吉駅までの区間に連絡線を整備し、相模鉄道線と東京急行電鉄線との相互直通運転を可能とするものであります。この路線によって、横浜市西部及び神奈川県央と東京都心部との速達性が向上し、広域鉄道ネットワークの形成と機能の高度化がなされ、さらに経路の選択肢の増加、混雑緩和や乗換回数の減少、地域の活性化等に寄与することが期待されます。また、新幹線駅アクセスの向上が図られるとともに、新横浜都心、二俣川・鶴ヶ峰副都心等のさらなる発展にも資するものであります。

平成22年度は西谷駅の引上げ線工事を行うとともに、連絡線の環境影響評価手続き、構造物の詳細設計及び工事施工認可に係る業務を行います。

(単位：百万円)

線名	区間	延長km	20年度実施額	21年度実施額	22年度事業費	完成予定	鉄道事業者又は軌道経営者
相鉄・JR直通線	西谷・横浜羽沢間	2.7	2,328	4,604	3,285	平成26年度	相模鉄道株式会社
相鉄・東急直通線	横浜羽沢・日吉間	10.0	776	829	603	平成30年度	相模鉄道株式会社 東京急行電鉄株式会社
計2線		12.7	3,104	5,433	3,888		

(注1) 平成20年度及び平成21年度の実施額は決算額であり、平成22年度事業費は年度初の事業計画額としています。

(注2) 管理費を含んだ額としています。

(4) 青函トンネルの改修工事（貸付鉄道施設改修事業）

青函トンネルは、整備新幹線と同様、当機構が財産を保有してJRに貸し付けている施設であり、将来にわたって同トンネルの機能保全を図る必要があります。平成11年度から青函トンネルの機能保全に係る鉄道防災事業として、防災設備、通信施設等の改修工事を行っており、平成22年度は変電所施設の改修工事を行います。

(単位：百万円)

線名	区間	延長km	20年度実施額	21年度実施額	22年度事業費	鉄道事業者又は軌道経営者
津軽海峡線	今別町浜名・知内町湯の里間	-	1,079	1,507	317	北海道旅客鉄道株式会社

(注1) 平成20年度及び平成21年度の実施額は決算額であり、平成22年度事業費は年度初の事業計画額としています。

(注2) 管理費を含んだ額としています。

(5) 受託事業

受託事業は鉄道事業者や地方公共団体等からの委託に基づき、鉄道に関する工事、調査、測量、設計、試験及び研究を行うもので、これまでに関西国際空港連絡鉄道線、仙台地下鉄南北線等合計29件（16線、1箇所）の建設工事と鉄道事業者・地方自治体等からの鉄道整備計画に伴う調査業務172件を実施しており、当機構の鉄道建設に対するルート選定、環境アセスメントといった調査から設計、施工、竣工に至る一貫したプロジェクトマネジメントにおける総合的な技術力、新工法や環境対策などの土木関連での技術開発が活かされています。

平成22年度は、山梨リニア実験線、愛知環状鉄道線、成田新高速鉄道線、仙台市高速鉄道東西線及びTX線設備増強工事の4線、1箇所の工事を行います。

<受託事業>

(単位：百万円)

線名	区間	延長km	20年度実施額	21年度実施額	22年度事業費	完成予定期又は完成年度	鉄道事業者又は軌道経営者
山梨リニア実験線	笛吹市・上野原市間	42.8	6,052	9,927	24,293	平成28年度	東海旅客鉄道株式会社 鉄道総合技術研究所
愛知環状鉄道線森下架道橋	篠原・八草間	2.6	436	374	355	平成22年度	愛知環状鉄道株式会社
成田新高速鉄道線	京成高砂・成田空港間	51.4	24,964	28,050	3,230	平成22年度	成田高速鉄道アクセス株式会社 北総鉄道株式会社
仙台市高速鉄道東西線	動物公園駅・扇坂トロリーバス間	4.3	1,941	5,975	6,092	平成24年度	仙台市
TX線設備増強工事	秋葉原駅出入口等増設	—	—	19	510	平成24年度	首都圏新都市鉄道株式会社
調査受託・新規受託等			249	249	1,101		
計			33,642	44,594	35,581		

(注1) 平成20年度及び平成21年度の実施額は決算額であり、平成22年度事業費は年度初の事業計画額としています。

(注2) 管理費を含んだ額としています。

(6) その他

上記のほか、新線等調査として、中央新幹線（東京都・大阪市間）に関する調査及び大深度地下利用調査等を行っています。

9. 行政改革関連事項について

⑤「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）について

平成19年12月24日「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されました。各独立行政法人について講ずべき措置のうち、当機構に関連する内容は以下のとおりです。

なお、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）において、『「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。』とされています。

⑥「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）

平成 21 年 12 月 25 日「独立行政法人の抜本的な見直しについて」が閣議決定されました。内容は以下のとおりです。

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

- (1) 従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。
- (2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。
- (3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。
また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。
なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。
- (4) 今後、下記 2. に掲げる視点により、独立行政法人について、平成 21 年 11 月に行政刷新会議が実施した事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

2. 見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共的見地から確實に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

(1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なもののは民間において実施できないか。
- ③ 公的主体が実施すべきものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることができるもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。

(2) 独立行政法人の廃止・民営化等

事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。

(3) 組織体制及び運営の効率化の検証

上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の視点から検証し、必要な措置を講じる。

- ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。
- ② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るための体制の在り方は適切か。
- ③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。
- ④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。
- ⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。
- ⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。
- ⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ⑧ 隨意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
- ⑨ 保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。
- ⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。
- ⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

3. 関連事項

- (1) 「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。
なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることが妨げない。
- (2) 「国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）」については、純減目標数から平成 22 年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数（森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数（2,041 人）及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数（174 人））を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。
- (3) 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。

第 2 事業の概要

2. 対処すべき課題

（7）広報・情報提供機能の整備

② 業務実績報告書等の公開

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）及び国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成 14 年 2 月 1 日国土交通省独立行政法人評価委員会決定）に基づき、国土交通大臣より指示された中期目標を達成するための中長期計画及び実施するための年度計画の実施状況について、業務実績報告書等を作成し公開しています。業務実績報告書等については、各事務所に備えておき一般の閲覧に供するほか、ホームページに掲載し情報提供の環境を整備しています。

③ ホームページの適正な管理・運用

上記①及び②のほか、当機構の事業及び業務等の情報は、利用者を意識しながら、適切かつ見やすく興味を持てるよう、また、できるだけ新しい情報を掲載するよう適時更新を行っています。

また、平成 20 年 4 月からは、意見・問合せ窓口の利便性の向上を図るために、ホームページからのメール受付機能を新設し広聴業務を充実させるとともに、当機構のプライバシーポリシー（ホームページにおける個人

情報保護方針）を整備し表明しました。

現在、より見やすく、分かりやすいホームページにするためのリニューアル作業を行っているところで、平成 22 年度中にリニューアルとなったホームページを立ち上げる予定です。

④ 広報誌の発行及びDVD映像のホームページ掲載

当機構業務等の情報提供活動について、四半期ごとに広報誌を発行し、地域の図書館、鉄道事業者、船舶関係者等に配布するとともに、行事等においても活用しています。また、DVDを制作しホームページで掲載することにより具体的で分かりやすい業務の紹介に取り組んでいます。

6. 研究開発活動

(1) 新技術、新工法の開発

研究分野	主な研究課題
建設コストの縮減を指向した技術開発	橋梁基礎部の経済的な耐震構造の研究 経済的な盛土構造に関する研究 トンネルの合理的な設計に関する研究 開削トンネルの合理的な設計に関する研究 合理的なり面構造の研究
建設、維持管理の省力化を指向した技術開発	山岳トンネルの合理的な施工に関する研究 合理的なラーメン高架橋形式の開発 都市トンネルの合理的な施工に関する研究 寒冷地における消融雪システムの開発 機能集約型信号保安設備の開発 電気設備の塩害対策に関する研究開発
鉄道騒音・振動の軽減、景観・美観等環境保全に配慮した技術開発	建設残土の有効利用のための処理方法の開発 トンネルからの地盤振動予測手法および対策工の開発 間伐材を利用した駅上屋の開発
効率的な鉄道整備計画を支援するための技術開発	鉄道整備プロジェクト検討の省力化、効率化を目指したシステム開発 鉄道整備の効果を定量的に把握するための手法の開発
耐震性の向上を目指した技術開発	コンクリート構造物の耐震構造の開発

(3) 学会等の受賞実績

路線名	受賞年	学会名	賞種別	受賞業績名
北陸新幹線	平成21年	土木学会	技術賞	超膨張性と高圧帶水層を有する特殊地山に適合したトンネル施工技術の確立（飯山トンネル）
東北新幹線	平成21年	土木学会	田中賞（作品部門）	三内丸山架道橋
その他	平成21年	土木学会	技術開発賞	土構造物に対応したスラブ軌道用PC路盤の開発

(4) 特許権等

平成 22 年 6 月 16 日現在、当機構名で登録している特許権、実用新案権、意匠権の件数及び当機構名で出願中の特許権の件数は、次の通りです。

区分	登録	出願中
特許権	76	56

<後略>

(5) 海外技術協力

①当機構の海外技術協力は、青函トンネルや上越・北陸・東北・九州新幹線、さらに都市鉄道などの建設工事で培った総合的な技術力と経験を活かし、国の要請に基づいて職員を国際協力機構（JICA）等の専門家（長期・短期）として海外に派遣する一方、外国人技術者を研修のため受け入れるなど、積極的に技術協力を行っています。

平成21年度までに技術協力を行った国及び地域は64に及び、延べ1,903人の専門家を派遣しています。その協力内容は、鉄道新線建設や改良工事における事業可能性調査、建設計画、設計、施工等の多くの分野に渡っています。

②これまでに実施した主な技術協力（一部）

国・地域名	プロジェクト案件名
中 南 米	
ブラジル	ブラジル鉄道近代化、ブラジル高速鉄道計画

第4 法人の状況

2. 役員の状況（平成22年7月11日現在）

役職名	氏 名	任 期	略 歴
理事長	石 川 裕 己	自 平成20年4月1日 至 平成23年9月30日	昭和46年7月運輸省入省 平成15年7月国土交通省航空局長 平成16年7月海上保安庁長官 平成19年8月鉄道・運輸機構理事長代理
副理事長	金 澤 博	自 平成22年4月1日 至 平成23年9月30日	昭和48年4月日本鉄道建設公団入社 平成11年10月日本鉄道建設公団新幹線部長 平成15年10月鉄道・運輸機構鉄道建設本部計画部長 平成16年11月鉄道・運輸機構理事
理事長代理	岩 崎 貞 二	(平成21年8月12日) 自 平成21年10月1日 至 平成23年9月30日	昭和49年4月運輸省入省 平成16年7月国土交通省航空局長 平成18年7月国土交通省自動車交通局長 平成19年7月海上保安庁長官
理 事	椎 根 雅 道	自 平成22年4月1日 至 平成23年9月30日	昭和52年4月日本開発銀行入行 平成16年6月三幸株式会社取締役専務執行役員 平成20年1月三幸株式会社代表取締役副社長
理 事	山 田 秀 樹	(平成22年7月11日) 自 平成22年7月11日 至 平成23年9月30日	昭和54年4月大蔵省入省 平成19年7月預金保険機構金融再生部長 平成21年7月国税庁関東信越国税不服審判所長
理 事	松 岡 和 夫	(平成17年6月1日) 自 平成21年10月1日 至 平成23年9月30日	昭和47年5月日本国有鉄道入社 平成13年10月日本鉄道建設公団国鉄清算事業本部審議役 平成15年10月鉄道・運輸機構国鉄清算事業本部株式処分推進役 平成17年4月鉄道・運輸機構国鉄清算事業本部株式処分統括役
理 事	加 戸 正 治	自 平成22年4月1日 至 平成23年9月30日	昭和47年4月住友重機械工業株式会社入社 平成17年4月住友重機械マシンエンジニアリング株式会社 製造本部主席技師 平成19年4月財団法人日本船舶技術研究協会 研究開発グループ プロジェクトリーダー
理 事	江 口 稔 一	(平成20年7月16日) 自 平成21年10月1日 至 平成23年9月30日	昭和53年4月運輸省入省 平成17年8月国土交通省都市・地域整備局下水道部 下水道企画課長 平成18年7月国土交通省北海道運輸局長
理 事	宮 林 秀 次	自 平成22年4月1日 至 平成23年9月30日	昭和51年4月日本鉄道建設公団入社 平成18年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部東京支社長 平成19年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部計画部長
理 事	高 津 俊 司	(平成21年4月1日) 自 平成21年10月1日 至 平成23年9月30日	昭和48年4月日本国有鉄道入社 平成16年3月鉄道・運輸機構鉄道建設本部東京支社長 平成18年4月鉄道・運輸機構鉄道建設本部審議役
監 事	石 田 倫 敏	(平成21年2月23日) 自 平成21年10月1日 至 平成23年9月30日	昭和54年4月警察庁入庁 平成18年4月山口県警察本部長 平成20年5月科学警察研究所副所長・法科学研修所長事務 取扱
監 事	元 木 義 郎	自 平成21年10月21日 至 平成23年9月30日	昭和51年4月松下電器産業株式会社入社 平成19年4月松下電器産業株式会社 パナソニックシステムソリューションズ社 副社長 平成20年4月パナソニック株式会社 システムソリューションズ社副社長
監 事	岡 本 吉 光	自 平成22年1月1日 至 平成23年9月30日	昭和46年7月株式会社住友銀行入行 平成16年6月住銀オートリース株式会社常勤監査役 平成17年8月ゴールドマン・サックス・アセット・マネジ メント株式会社常勤監査役

第6 法人の参考情報

平成22年3月31日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の平成22年度計画

鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法第31条の規定に基づき、中期計画を実施するため、機構に係る平成22年度の年度計画を定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 鉄道建設業務

① 工事完成予定期を踏まえた事業の着実な進捗

ア 整備新幹線整備事業

- 建設中の新幹線の各線については、完成予定を達成できるよう、引き続き事業の着実な進捗を図る。
特に東北新幹線（八戸・新青森間）、九州新幹線（博多・新八代間）については、平成22年度の完成に向けて、設備・電気関係工事を完了させるとともに、各種監査等を実施する。
整備新幹線の工事の進捗状況については、ホームページで年2回公表する。

イ 都市鉄道利便増進事業等

- 相鉄・JR直通線については、用地取得を進めるとともに路盤工事を着実に推進する。
- 相鉄・東急直通線については、環境影響評価手続き、構造物の詳細設計及び工事施行認可申請に係る業務を実施する。
- 民鉄線工事については、西武池袋線は平成21年度に実施した上り1線の高架切替に引き続き、下り1線の高架橋構築工事、小田急小田原線は開削・躯体構築工事をそれぞれ実施する。

ウ 受託工事

- 受託工事線については、良質な施設を経済的に所定の工期内で完成できるよう着実な進捗を図る。特に、成田新高速鉄道線については、本体工事を終了したが、予定される7月の開業に向けて鉄道事業者への支援、付帯工事等を実施する。また、愛知環状鉄道線については、平成22年度の完成に向けて、工事を着実に推進する。

② 品質の向上

- 施工性、経済性の向上を図るため、「連続合成桁の設計マニュアル」を制定する。また、「シールドトンネル設計施工指針」、「新幹線電車線路設備設計施工標準」などの改定等の作業を進める。
- 鉄道建設に必要な技術力の向上及び継承を図るため、経験年数を踏まえた段階的な技術系統別の研修や施工監理講習を引き続き計画・実施する。また、業務に関連する技術士等の資格取得を促進するために、既資格取得者による指導等の支援を継続して行う。

③ 鉄道建設コストの縮減

- 平成20年度に策定した「コスト構造改善プログラム」を踏まえ、総合的なコスト構造改善を推進するため、計画・設計から工事実施段階における最適化等の具体的施策を着実に実施するとともに、国土交通省等における具体的な事例の収集・分析を通じて、更なる鉄道建設コスト縮減に取組む。

また、鉄道建設コスト縮減の実施状況、効果については、ホームページにて国民に分かりやすい形で公表する。

④ 技術開発の推進と開発成果の活用

ア 技術開発の推進

- 継続中の技術開発を推進していくとともに、土木分野ではトンネル・橋りょう等について経済化・省力化・合理的設計手法等、機械・建築・電気分野では経済化・保守性向上を図る設備等の技術開発など新規に10件以上のテーマについて、技術開発に着手する。
- 技術開発テーマの抽出から成果の活用に至るまでの一元的な取組・活用を図るため、分野ごとに設置し

ている分科会等において、各路線のニーズを取りまとめるとともに、技術開発成果の一層の活用を図るために、技術開発が完了したテーマについて継続的にフォローアップする。

イ 開発成果の公表

- ・ 土木学会、地盤工学会、日本応用地質学会、日本鉄道施設協会、日本トンネル技術協会、電気学会等の委員会へ積極的に参加するとともに、鉄道建設技術に関する開発成果を土木学会等で公表する。また、本社における技術研究会や支社局における業務研究発表会を通じ、開発成果を積極的に公表する。

⑤ ニーズに応じた受託業務の実施

- ・ 新たな工事の受託要請があった場合は、外部有識者からなる「鉄道工事受託審議委員会」において審議し、同委員会の意見を踏まえながら、受託の可否について決定する。
- ・ 受託工事線に係る鉄道建設コスト縮減の状況について「鉄道工事受託審議委員会」で検証し、その結果をホームページで公表する。

⑥ 工事関係事故防止活動の推進

- ・ 工事関係事故防止については、三大重大事故（死亡事故、第三者事故及び列車運転阻害事故）の防止に重点を置きつつ、平成22年度の工事内容を勘案した事故防止重点実施項目を設定し、安全協議会等を通じて、請負者に周知徹底するとともに、請負者と一体となって工事関係事故防止活動を推進する。

また、工事関係事故防止活動の推進に資する取組みとして、地方機関を対象とした工事事故防止監査を年2回実施するとともに、本社において事故防止対策委員会を年2回、地方機関の事故防止担当部長・次長を対象とした事故防止連絡会議を年3回、それぞれ開催し、工事関係事故防止活動の具体的な内容等について周知徹底を図る。さらに、厚生労働省と連絡会議を開催し事故防止について意見交換を行う。

（2）船舶共有建造業務

① 船舶共有建造業務を通じた政策効果のより高い船舶の建造促進

- ・ 国内海運政策の実現に寄与するため、地球温暖化や海洋汚染防止などの環境対策、物流の効率化、少子高齢化対策や離島航路の整備対策等の政策課題に適合した船舶の建造を推進する。
- ・ 建造対象船舶の中でも、相対的な金利優遇等の実施により、政策効果のより高い船舶の建造を推進する。
- ・ 特に、効率性及び環境負荷の軽減効果に優れ、省人化が可能なスーパーエコシップの普及促進を図るために、セミナー等において最新情報の提供に積極的に努めるとともに、地球温暖化対策に資する船舶については、政策効果のより高い船舶の建造隻数比率を85%以上とする。

② 船舶建造等における技術支援

- ・ 政策課題に適合した船舶の建造に資するために、目的別建造の技術基準を見直し、事業者等に周知する。計画・設計・建造段階での技術支援を的確に実施するとともに、就航後の技術支援の充実を図る。特に、スーパーエコシップについては、重点的に技術支援を行う。
- ・ 事業者・有識者の意見をもとに選定した2件の技術調査を実施する。また、技術支援に係る研修、外部技術者との人事交流を実施することにより技術・ノウハウを蓄積していくとともに、業務の効率化等を図るため技術支援マニュアルを見直す。

（3）鉄道助成業務

- ・ 勘定間練入・練戻及び補助金交付業務等を誤処理なく適正に執行するとの観点から、受払い確認を徹底するとともに、標準処理期間（補助金等支払請求から支払まで30日以内、国の補助金受入から給付まで7業務日以内）を遵守する。また、法令、国の定める基準に従い、取扱要領等を必要に応じて見直すとともに、補助金等審査マニュアルに基づく審査業務の効率的な執行を図る。
- ・ 「鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会」を年2回開催し、委員会からの改善意見を1年内に業務運営に反映させる。また、審査事例を収集・蓄積し、共有化することにより審査ノウハウを継承するとともに、職員のスキルアップを図るため、研修計画（年5回）に基づく研修等を着実に実施する。これにより業務執行に係る効率性の向上等、鉄道助成業務の更なる充実強化を図る。
- ・ 助成制度に対する事業者等の理解促進を図るため、ガイドブック及びパンフレットの作成配布、ホームページの更新、情報交換会等の周知活動を継続して実施するとともに、助成対象事業の効果的な実施に資

するため、引き続き事業者からの要望を踏まえ、技術情報等を収集し、提供する。

- ・ 新幹線譲渡代金（平成22年度回収見込額4,795億円）、無利子貸付資金等（平成22年度回収見込額159億円）について、約定等に基づく確実な回収を図るとともに、既設四新幹線に係る債務等について、約定等に沿った償還（平成22年度約定償還額3,229億円）を行う。これにより既設四新幹線に係る債務については、平成22年度末において、対前年度比で17%以上縮減する。
- ・ 既設四新幹線に係る移転登記業務については、可能な限り早期の完了を図るべく、着実かつ効率的に実施する。

（4）技術力の活用、技術研究開発及び実用化に対する支援等

① 鉄道分野の技術力を活用した支援、国際協力

ア 鉄道分野の技術力を活用した支援

- ・ 鉄道事業者、地方公共団体等からの要請に対応し、鉄道整備の計画に関する調査を実施する。
- ・ 鉄道施設の保全・改修、交通計画策定に関する鉄道事業者、地方公共団体等のニーズを踏まえた上で、関係機関との連携強化を図りつつ、ホームドクター（鉄道構造物の補修等のアドバイス、G R A P E（交通計画支援システム）の活用等）による適切な技術支援を実施する。

イ 国際協力

- ・ 国土交通省等の関係機関との連携を図りつつ、海外への専門家の派遣及び各国の研修員等の受入れを実施し、海外プロジェクトへの技術協力を実施する。特に、カリフォルニア高速鉄道建設計画について、カリフォルニア州高速鉄道局に対する技術協力の充実を図るとともに、韓国鉄道施設公団等との技術交流を行う。

② 高度船舶技術の研究開発・実用化への助成

- ・ 事業者等へのヒアリングを踏まえて設定したテーマである「環境負荷低減、熟練船員の減少に対応した航行の安全確保等内航海運の効率化に関し、既存技術と比較して性能又は品質の著しい向上に資する新技術」について助成対象事業を公募し、実用化された場合の波及効果を踏まえて選考した事業に対し、助成を行う。

また、事業者等へのヒアリングを隨時実施し、最新のニーズ及び技術開発動向を的確に捉えた平成23年度実用化助成のための募集テーマを設定し、助成対象事業を公募する。

ホームページに募集要領を掲載する等、事業者に対する説明資料の充実を図るほか、制度概要等に関する事業者への説明・相談会等を隨時実施する。

- ・ 助成対象事業の選考・評価等に際し、外部有識者で構成された高度船舶技術審査委員会において、助成対象事業の事業計画及び実施結果の評価を行うとともに、助成先、助成の成果等をホームページ等で公表する。

③ 運輸技術に関する基礎的研究の推進

- ・ 外部有識者で構成する「基礎的研究推進委員会」において、社会ニーズに的確に対応した研究募集テーマ、審査・評価の方法、研究成果の普及等について、総合的な検討を行う。
- ・ 研究課題募集の周知の拡充を図るとともに、知的財産権については、原則として研究実施主体に帰属する取り扱いの周知徹底を図る。
- ・ 国土交通省の「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン」等に沿って、研究機関における不正防止を図るとともに、研究課題の申請・審査に当たっては、府省共通研究開発管理システムの活用及び国土交通省所管の研究機関で実施している研究内容の把握等による研究課題の不合理な重複排除等を徹底する。また、若手研究者に対して、応募を奨励するほか、研究成果発表機会等を優先的に付与する。
- ・ 外部専門家等で構成する「基礎的研究審査委員会」において、課題選定、中間・事後評価を適切に実施するとともに、選定・評価基準及び評価結果をホームページで公表する。
- ・ 優れた研究成果が得られるよう、中間評価の結果を基に、研究計画や研究資金配分の見直しを行う。
- ・ 課題採択時の一次審査において、研究者名や所属等の情報を伏せて審査を行うマスキング評価を実施する。
- ・ 研究成果の活用や応用段階等への発展に資するため、研究機関への情報提供や積極的な広報等を行う。

研究成果発表会を開催するほか、特許出願や外部への研究成果発表を促進し、一定の成果が得られた研究については、研究機関と共同でプレス発表する。また、研究終了後3年目に該当する研究課題へのフォローアップ調査の実施により、研究成果の社会還元の状況を把握する。

(5) 国鉄清算業務

① 年金費用等の支払の法令に則った適正な執行

- ・ 旧国鉄職員の恩給及び年金の給付に要する費用、旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償費等について、円滑かつ確実に支払を実施する。これらの支払等に充てるための資金については、適切なリスク管理を行った上で、運用対象や年限構成を工夫することにより、安定的かつ効率的な運用に努める。

② 土地処分等の円滑な実施

- ・ 土地処分については、武蔵野操車場及び梅田駅（北）・吹田信号場の二大プロジェクトの更なる進捗を図るとともに、その他の物件についても処分に向けて取組む。
- ・ 武蔵野操車場（吉川市域約2.8ha）については、効果的な土地処分に向けて、機構施行の土地区画整理事業による調整池、道路等の都市基盤整備工事に加え、新駅設置及び供給処理施設整備の工事を着実に進める。また、土地処分の前提となる地区計画の策定等について協議・調整を進める。
- ・ 梅田駅（北）（約1.4ha）については、効果的な土地処分に向けて、都市計画の推進や売却条件の整理等について関係機関との協議・調整を進める。梅田貨物駅機能の移転先のうち吹田地区については、貨物ターミナル駅の建設及び貨物専用道路の工事を本格的に進めるとともに、岸辺駅改良工事等を着実に進める。また、百済地区については、貨物駅構内の貨物設備の整備及び平野駅の改良工事等を着実に進める。

(6) 業務全般に関する項目

① 内部統制の充実

- ・ 内部統制委員会のもとに、平成21年度に策定した基本理念及び行動指針、内部統制に係る取組み等の周知徹底を図るとともに、主要なリスクの管理の現状、国の動向等を踏まえ、内部統制を拡充・強化する。

② 透明性の確保と対外的な情報提供の積極的な推進

- ・ 主な業務の実施状況、役職員の給与水準、入札結果や契約の情報、財務の状況等について、ホームページ等においてわかりやすい形で公表する。
- ・ 業務の実施に当たって、外部有識者で構成された第三者委員会における意見等を踏まえ、これを適切に実際の業務運営等に反映させるなど外部の知見の積極的な活用を図る。
- ・ 機構が果たしている役割、業務について国民の理解を増進するため、PR用DVD、パンフレットや広報誌を通じたよりわかりやすい広報活動を着実に行うとともに、より利用しやすいホームページにリニューアルを進める。また、イベント、現場見学会等の機会を通じて、国民に対する情報発信を積極的に進め る。

③ 環境対策に資する業務・取組の推進

- ・ 環境に関する動向を踏まえつつ、「環境行動計画」を見直すとともに、オフィス活動に伴う環境負荷の低減に向けた取組みを含め、各業務における環境負荷の低減に係る取組みを着実に推進する。
- ・ 機構の取組みに関する最新の状況を国民に分かりやすく提示するため、「環境報告書2010」を作成するとともに、ホームページ等を活用し、周知を図る。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織の見直し

- ・ 平成22年度における組織体制については、業務の進捗等に対応した合理的、機動的な組織の編成、運営の効率化等を図る。

(2) 経費・事業費の削減

① 一般管理費、人件費の効率化

- ・ 一般管理費については、平成24年度において平成19年度比で15%程度に相当する額の削減を目指し、抑制を図る。

- ・ 人件費（退職手当等を除く）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づき、平成22年度において、平成17年度比で5%以上の削減を図る。

給与水準については、国家公務員の水準を上回っている要因の検証を進め、合理的な理由がない場合には給与水準の適正化に取り組む。具体的には、平成20年度から着手した手当の段階的縮減を引き続き実際に進めていくほか、他の独立行政法人の取組を調査し、当機構への適用の可否を検討し、可能なものから実施する。人事評価に関しては、管理職の人事評価に加え、一般職についても平成21年度から実施しているところであり、一層の取組を進める。なお、検証結果及び取組状況について公表を行う。

② 事業費の効率化

- ・ 事業費については平成24年度において平成19年度比で5%に相当する額の削減を目指し、事業・単価の見直し等の各種効率化を実施する。

(3) 随意契約の見直し

- ・ 平成21年度における契約監視委員会等の指摘を踏まえつつ、契約の透明性、競争性を確保する観点から、「随意契約等見直し計画」を作成し、実施する。特に、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心にその取組状況を確認するとともに、契約に関する入札参加資格要件の緩和、仕様書内容の見直し及び公表方法の改善を行う。また、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会等のチェックを受ける。

(4) 資産の有効活用

- ・ 宿舎・寮の集約化を進めるため、麻布分室については引き続き売却手続きを進めることとし、松戸宿舎については売却手続きに着手するとともに、上田宿舎等については境界確定等の要件が整い次第、順次売却手続きを進める。
- ・ 習志野台宿舎B棟等については、集約化に向けた検討を進める。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算、収支計画及び資金計画

(別紙)

(2) 財務内容の改善

① 資金調達

- ・ 資金調達に当たっては、資金計画を策定し、経理資金部における資金の一元管理を通じ、勘定間融通を含めた短期資金及び多様な長期資金（シンジケートローン及び財投機関債等）を併用した柔軟かつ効率的な資金調達を行うことにより、資金調達コストの抑制を図る。

また、投資家層の拡大等による安定的な資金調達を目的として、投資家に対する継続的なＩＲ活動を実施する。

② 貸付金の回収

- ・ 貸付金については回収計画を策定し、確実な回収を図る。
- ・ 内航海運活性化融資業務について、調達する借入金が前年度以下となるように、新規の融資及び貸付金の回収を適切に行う。

③ 鉄道施設の貸付、譲渡

- ・ 鉄道事業者の経営状況等の一層の把握に努め、平成22年度においては、貸付料947億円・譲渡代金982億円（予定金利等による見込額）の回収達成を図る。

また、国土交通大臣が指定する期間を経過する鹿島線（香取・北鹿島間）について、東日本旅客鉄道株式会社に対し譲渡を行う。

さらに、平成22年度完成予定の東北新幹線（八戸・新青森間）及び九州新幹線（博多・新八代間）について、それぞれ東日本旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社に対し貸付を行う。

④ 船舶共有建造業務に係る財務状況の改善

- ・ 平成28年度までのできるだけ早い時期に未収金の処理を終了するため、「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」（平成16年12月20日公表）（以下「見直し方針」という。）に基づく諸施策の実施を継続し、適正かつ厳格な審査実施による新規未収金の発生防止に努めるとともに、オペレーターへの関与要請、経営悪化事業者への経営改善指導、未収発生事業者への支払増額要請等、きめ細かな債権管理による回収の強化を図ることとし、中期計画に定める未収金発生率及び未収金残高の目標値を達成するよう、平成22年度における未収発生率を2.4%以下、同年度末における未収金残高を128億円以下とする。
- ・ また、平成21年度に債務超過状態は解消されたが、引き続き適正な事業金利の設定に留意しつつ、財務改善策の着実かつ計画的な実施により、繰越欠損金の縮減を着実に行うこととする。
- ・ 船舶共有建造業務における財務改善の状況については、その要因を含め業務実績報告書及びホームページにおいて隨時適切に公表する。

4. 短期借入金の限度額

- ・ 平成22年度における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、190,000百万円とする。

5. 剰余金の使途

- ・ 高度船舶技術に係る研究開発助成業務及び実用化助成業務の充実
- ・ 運輸技術に係る基礎的研究業務の充実
- ・ 建設勘定における管理用施設（宿舎に限る。）の改修

6. その他業務運営に関する重要事項

（1）人事に関する計画

- ・ 事業規模、事業内容等業務の実情に応じて必要な人材を確保するとともに、業務量が増加した繁忙部門へ必要な人員を重点的に配置するため業務量が減少した部門の人員を異動させる等、人員の適正配置と重点的な運用を行う。

（2）機構法第十八条第一項の規定により繰り越された積立金の使途

- ・ 助成勘定

建設勘定に対する新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設のための資金繰入並びに特例業務勘定に対する債務の償還及び利子の支払いのための繰入に関する業務

別 紙

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 年度計画の予算等(平成22年度)
【建設勘定】

予算		(単位:百万円)			
区分	区分	金額	区分	区分	(単位:百万円)
收入					
国庫補助金等		87,963			
地方公共団体建設費負担金		86,667			
地方公共団体建設費補助金		1,296			
借入金等		301,800			
財政融資資金借入金		36,200			
民間借入金		123,500			
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券		142,100			
業務収入		195,452			
受託収入		36,132			
業務外収入		1,531			
他勘定より受入		147,756			
計		770,634			
支出					
業務経費		267,595			
鉄道建設業務関係経費					
受託経費					
鉄道建設業務関係経費					
借入金等償還		33,382			
支払利息		384,132			
一般管理費		40,193			
人件費		6,205			
業務外支出		18,911			
他勘定へ繰入		7,100			
計		11,263			
		768,781			

[人件費の見積もり] 13,836百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

収支計画		(単位:百万円)		資金計画	
費用の部	区分	金額	区分	分	金額
経常費用		328,322	資金支出		789,905
鉄道建設業務費		290,653	業務活動による支出		385,370
受託経費		206,047	投資活動による支出		597
一般管理費		83,239	財務活動による支出		384,132
減価償却費		1,362	翌年度への繰越金		19,806
財務費用		5			
雜損		37,544	資金收入		789,905
		125	業務活動による収入		471,053
			受託収入		36,132
収益の部		330,512	その他の収入		434,921
鉄道建設業務収入		162,109	投資活動による収入		402
鉄道建設事業費補助金収入		90	財務活動による収入		301,800
鉄道建設事業費利子補給金収入		329	前年度よりの繰越金		16,650
受託収入		83,239			
資産見返負債戻入					
資産見返補助金等戻入		60,689			
財務収益		21,410			
雜益		2,646			
純利益		2,190			
目的積立金取崩額		-			
総利益		2,190			

別 紙

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 年度計画の予算等(平成22年度)
【海事勘定】

予算		(単位:百万円)		
収入	区 分	金額	区 分	金額
運営費交付金 借入金等	9	17,524	経常費用 海事業務費 受託経費 一般管理費 減価償却費 財務費用	27,442 24,632 23,749 2 879 2 2,810
財政融資資金借入金 民間借入金		17,000 524		
業務収入 受託収入 業務外収入 計		32,903 2 652 51,090		
支出			収益の部 運営費交付金収益 海事業務収入 受託収入、 資産見返負債戻入 資産見返補助金等戻入 財務収益 雜益	
業務経費 海事業務関係経費 受託経費 海事業務関係経費 借入金等償還 支払利息 一般管理費 人件費 業務外支出 計		27,809 2 31,877 2,672 217 651 48 63,276	9 27,923 2 1 43 765 1,301 - 1,301	

収支計画		(単位:百万円)		
費用の部	区 分	金額	区 分	金額
経常費用 海事業務費 受託経費 一般管理費 減価償却費 財務費用		27,442 24,632 23,749 2 879 2 2,810		
収益の部 運営費交付金収益 海事業務収入 受託収入、 資産見返負債戻入 資産見返補助金等戻入 財務収益 雜益		9 27,923 2 1 43 765 1,301 - 1,301		

資金計画		(単位:百万円)		
資金支出	区 分	金額	区 分	金額
業務活動による支出 投資活動による支出 財務活動による支出 翌年度への繰越金		65,691 31,478 1 31,877 2,335		
資金収入 業務活動による収入 運営費交付金による収入 受託収入 その他の収入 財務活動による収入 前年度よりの繰越金		43,508 9 2 43,497 17,524 4,659		

【人件費の見積もり】 565百万円を支出する。
 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

別 紙

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 年度計画の予算等(平成22年度)
【基礎的研究等勘定】

予算		(単位:百万円)	
区分	分	金額	
収入			
運営費交付金		273	
借入金等			
民間借入金		62,500	
業務収入		63,035	
業務外収入		0	
計		125,808	
支出			
業務経費			
基礎的研究等業務関係経費		62,878	
借入金等償還		62,610	
支払利息		136	
一般管理費		42	
人件費		138	
業務外支出等		4	
計		125,808	

収支計画		(単位:百万円)	
費用の部	区分	金額	
経常費用		692	
基礎的研究等業務費		562	
一般管理費		366	
減価償却費		196	
財務費用		0	
借入金利息		130	
収益の部			
運営費交付金収益		694	
基礎的研究等業務収入		273	
資産見返金等戻入		421	
資産見返運営費交付金戻入		0	
財務収益		0	
純利益		2	
目的積立金取崩額		-	
総利益		2	

資金計画		(単位:百万円)	
資金支出	区分	金額	
業務活動による支出		125,901	
投資活動による支出		63,196	
財務活動による支出		0	
翌年度への繰越金		62,610	
		95	
資金収入			
業務活動による収入		125,901	
運営費交付金による収入		63,308	
その他の収入		273	
財務活動による収入		63,035	
前年度よりの繰越金		62,500	
		93	

〔人件費の見積もり〕 120百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

別 紙

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 年度計画の予算等(平成22年度)
【助成勘定】

予算		区 分		(単位:百万円)	
		金額	金額	金額	金額
收入					
運営費交付金		247		698,192	714,535
国庫補助金等		90,134		538,595	324,131
政府補助金		89,806		537,902	1
借入金等		328		690	390,006
民間借入金		51,200		3	397
業務収入		561,245		159,595	
業務外収入		45		2	
他勘定より受入		11,263			
計		714,134			
支出					
業務経費					
鉄道助成業務関係経費		14,815		1	
借入金等償還		322,906		45	
支払利息		61,809		2	
一般管理費		199			
人件費		491		△ 51,143	
業務外支出		22		51,142	
他勘定へ繰入		313,892		△ 1	
計		714,134			

【人件費の見積もり】 436百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

収支計画		区 分		(単位:百万円)	
		金額	金額	金額	金額
費用の部					
経常費用					
鉄道助成業務費					
一般管理費					
減価償却費					
財務費用					
雑費					
収益の部					
運営費交付金収益					
鉄道助成業務収入					
補助金等収益					
資産見返負債戻入					
資産見返補助金等戻入					
財務収益					
雑益					
純利益					
目的積立金取崩額					
総利益					
計					

資金計画		区 分		(単位:百万円)	
		金額	金額	金額	金額
資金支出					
業務活動による支出					
投資活動による支出					
財務活動による支出					
翌年度への繰越金					
資金収入					
業務活動による収入					
運営費交付金による収入					
補助金等による収入					
その他の収入					
財務活動による収入					
前年度よりの繰越金					

紙

別

鉄道建設・運輸施設整備支援機構 年度計画の予算等(平成22年度)
【特例業務勘定】

予算			(単位:百万円)		
区分	区分	金額	区分	区分	金額
收入					
業務収入		5,697			66,014
業務外収入		17,856			66,014
他勘定より受入		166,136			63,114
計		189,689			2,860
支出					
業務経費					40
特例業務関係経費		268,688			122,569
一般管理費		2,524			5,697
人件費		466			116,883
業務外支出		10			9
計		271,688			56,575

[人件費の見積もり] 374百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本
給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与
に相当する範囲の費用である。

収支計画			(単位:百万円)		
区分	区分	金額	区分	区分	金額
費用の部					
経常費用					1,641,962
特例業務費		66,014			271,678
一般管理費		63,114			10
減価償却費		2,860			1,370,274
収益の部					
特例業務収入					1,641,962
財務収益					122,593
総益					67,096
純利益					1,452,273
総利益					

資金計画			(単位:百万円)		
区分	区分	金額	区分	区分	金額
資金支出					
業務活動による支出					1,641,962
投資活動による支出					271,678
翌年度への繰越金					10
					1,370,274
資金収入					
業務活動による収入					1,641,962
投資活動による収入					122,593
前年度よりの繰越金					67,096
					1,452,273

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
(神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番 1 号 横浜アイランドタワー)

なお、当機構ホームページ(<http://www.jrtt.go.jp/>)にも掲載しています。